

公園等に関する斜線制限等の緩和一覧

名称	根拠条文 ^{※1}	緩和できる公園等の部分 ^{※2}
延焼のおそれのある部分 (延焼線)	法第2条第6号	原則延焼のおそれなし(狭小な場合は個別相談)
採光	法第28条第1項 令第20条第2項第1号	幅員の1/2
道路斜線	法第56条第1項第1号 令第134条第1項	全幅(「川崎市建築基準法取扱基準5-7」に解説あり)
隣地斜線	法第56条第1項第2号 令第135条の3第1項第1号	幅員の1/2(街区公園は緩和適用不可)
北側斜線	法第56条第1項第3号 令第135条の4第1項第1号	緩和適用不可
高度地区(高度斜線)	法第58条 高度地区ただし書第1項第1号	
日影規制	法第56条の2第3項 令第135条の12第3項第1号	

※1:表中で「法」は建築基準法、「令」は建築基準法施行令、「高度地区」は川崎市都市計画高度地区を指す(条項は令和3年1月1日時点)

※2:都市公園法に基づき公告された都市公園又は公園若しくは緑地として都市計画決定されたものに限る